

「相模原市産業集積促進条例の改正（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市は、企業立地の促進、市民の雇用機会の創出及び拡大、工業用地の保全活用等を目的として、相模原市産業集積促進条例(平成17年相模原市条例第56号。以下「条例」という。)を制定し、様々な奨励措置を行いながら、戦略的な企業誘致を進めてきました。本条例は令和7年3月31日で失効するところですが、引き続き、本市の産業集積基盤の強化、持続可能な都市経営に資することから、適用期間を延長するとともに、現行の奨励措置を見直すため、条例の改正を行うものです。

この度、同条例の改正に当たり、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見の内容及び、御意見に対する本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、いただいた御意見につきましては、今後の取組に生かしてまいります。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和6年12月15日（日）～令和7年1月21日（火）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

創業支援・企業誘致推進課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		4人（7件）
内 訳	直接持参	人（件）
	郵送	人（件）
	ファクス	人（件）
	電子メール	4人（7件）

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

（3）件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
①	奨励措置を受けるための要件の追加等	4		1	3	
②	工業用地継承奨励金の廃止に関する事	3			3	
合計		7		1	6	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
① 奨励措置を受けるための要件の追加等			
1	津久井地域の0.5haは、非常にハードルが高い。零細企業向けに下げ、一企業が進出しただけで対象にするべきである。	本条例は、産業集積基盤の形成のため、まとまった産業用地に企業の立地を促すことを目的としており、工業専用地域、工業地域のほか、一定のまとまった土地が確保可能な準工業地域及び非線引き区域についても対象としているものです。	ウ
2	適用対象地域 ウ) 準工業地域・非線引き地域のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域ではなく、一企業が進出しただけで適用対象とするべきである。	対象地域を拡大した場合、企業立地の促進に一定の効果が期待できる一方、拡大による周辺環境への影響も考慮した慎重な検討が必要と考えています。	ウ
3	津久井地域の0.5haは非常にハードルが高い。津久井地域の利用活性のためにも企業が進出したという実績で出すべきである。	このため、今回の改正において対象地域の見直しは考えていません	ウ
4	この地域の限定的な条件では、工業地域にある一部の企業のみが施策を利用できる状況となり、市全体の企業や、新たに相模原市へ進出を検討している企業が活用できなくなることから、5年後や10年後の税収増加を見据え、多くの企業が対象となるよう条件を見直すべきである。 市内の労働力人口を増やすには、市内企業の充実や、市外からの企業移転を促進する施策が重要だが、現状では、緑区、中央区、南区のどの地域においても条件が厳しく、企業にとって魅力的な選択肢が限られているように感じる。これらの条件緩和が労働力人口の確保や税収増加に繋がると考える。	が、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、引き続き、本市の土地利用状況や企業立地ニーズ、周辺環境への影響等を考慮しながら、本市産業の活性化に必要な制度見直しを行い、企業の立地促進を図ってまいります。	イ
② 工業用地継承奨励金の廃止に関すること			
1	工業用地を守る観点から、工業用地継承奨励金の廃止は反対である。 (2件)	昨今、土地の売買に当たっては、入札や公募が多く、本奨励金による継承効果が十分に果たせているとは言えない状況となっています。	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
2	<p>30,000㎡以上の土地を取得し、製造業等で工場等の用に供する者に対する奨励措置を追加することだが、このような広大な土地は市内にそれほど多く存在しないと考えられる。</p> <p>現状では、多くの土地が物流倉庫として利用されており、工業用としての土地が確保されにくい状況であることから、工業用地継承奨励金を廃止せず、継続するべきと考える。</p>	<p>今回の改正では、現在の工業用地継承奨励金は廃止し、一定規模の産業用地を取得する者に対する奨励措置を追加することで、製造業の立地促進を図ってまいりたいと考えております。</p>	ウ